～キラリと光るまち　ひのちょう～
広報ひの
おしらせ版
2021年5月7日号
No. 686

■発行・編集　日野町役場　企画政策課
■電話(0859)72-0332　■ＦＡＸ(0859)72-1484
■ホームページ　http://www.town.hino.tottori.jp/
■電子メール　info@town.hino.tottori.jp

火災予防のお願い

空気が乾燥し、火災が発生しやすくなっています。風の強い日は、小さな火でも大きな火災につながる危険があります。家庭で、地域で、火の取り扱いには注意しましょう。

野外焼却は法律で原則禁止

ダイオキシンをはじめとする大気汚染の原因の一つとなるため、廃棄物処理法により、家庭ごみや事業所から出たごみの焼却は、風俗習慣上の行事や農作業で直接必要な場合などを除いて、原則禁止されています。

問合せ先 / 役場総務課（電話 74-0331）

【総務課からのお知らせ】

消防・防災に関する各種補助金制度のご案内

町では、各自治会を対象として補助金を交付する、以下の制度を設けています。ぜひ、ご活用ください。

【消防用施設等整備費補助金交付制度】

内容　消防のための施設などの整備に必要な費用に対し、補助金を交付します。

補助金額　必要な費用の２分の１（上限５万円）

補助対象経費　▼消防用ホース（付属する備品含む）および噴霧ノズル▼消防用ホース、噴霧ノズルその他消火に必要な器具を格納する格納庫の設置または修繕▼防災資機材の購入

【LED 防犯灯設置補助金交付制度】

内容　自治会で維持管理する従来型防犯灯の LED 防犯灯への交換および LED 防犯灯の新設に必要な費用に対し、補助金を交付します。

補助金額　１基当たりの設置費用３万円（消費税抜き）を上限として、設置費用の４分の３。ただし、補助対象となる防犯灯は、１年度につき、１自治会あたり 10 基が上限です。

補助対象経費　▼従来型の防犯灯の LED 防犯灯への交換▼自治会が維持管理する LED 防犯灯の新設

【除雪機購入補助制度】

内容　除雪機購入に必要な費用に対し、補助金を交付します。

補助金額　１台あたり 50 万円（消費税込）を上限として、購入費用の２分の１。ただし、１つの自治会などにつき、年度あたり１台が上限です。

補助対象経費　▼除雪機（本体）▼除雪機本体の専用付属部品▼除雪機本体の専用付属カバー▼購入の際に発生する運搬・設定手数料

問合せ先　役場総務課　担当　宮本（電話 72-0331）

出張！弁護士相談

鳥取県弁護士会では、毎月１回、日野郡３町で弁護士相談会を開いています。お気軽にご相談ください。

今年度の日程　５月 28 日、８月 27 日、11 月 26 日、令和４年２月 25 日の金曜日、午後２時～午後５時
※事前に予約が必要です。

場所　山村開発センター

相談料　初回相談料は無料です

その他　月ごとに開催町が変わります。日南町および江府町開催の相談会も利用できます。

問合せ先　鳥取県弁護士会（電話 0859-23-5710）、役場総務課（電話 72-0331）

【企画政策課からのお知らせ】

「令和３年経済センサス―活動調査」の実施について

「令和３年経済センサス―活動調査」が実施されます。この調査は、わが国における産業構造を包括的に捉え、実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査です。

該当する事業所・企業には、５月中旬以降から鳥取県知事が任命した調査員が訪問し、調査票の配布などを行います。調査へのご理解とご協力をお願いします。

対象　全国すべての事業所・企業

調査期日　６月１日

問合せ先　役場企画政策課（電話 72-0332）

【健康福祉課からのお知らせ】

ひとり親世帯支援のため特別給付金を支給します

町では、ひとり親世帯を支援するため、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を支給します。

対象者　以下の①～③のいずれかに該当する人
①令和３年４月分の児童扶養手当受給者の人②公的年金などを受給していることにより、令和３年４月分の児童扶養手当の支給を受けていない人③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

支給額　児童一人あたり一律５万円

支給手続き　①に該当する人は、申請不要で受け取れます。②または③のいずれかに該当する人は、申請が必要です。役場健康福祉課へ申請書類を提出してください。

問合せ先　役場健康福祉課　担当　佐野（電話 72-0334）

【教育委員会からのお知らせ】

特設人権相談所を開設します

次のとおり、特設人権相談所を開設します。相談は無料ですので、お気軽にお越しください。

日時　6月1日（火）午後1時～午後3時

会場　町山村開発センター　小会議室

内容　人権問題全般について、人権擁護委員が相談に応じます。また、人権侵害が認められる相談については、法務局による調査救済を行うことができます。

その他　休日を除く平日（午前8時30分～午後5時15分）、法務局でも相談に応じています。

▼みんなの人権110番専用ダイヤル（電話0570-003-110）

問合せ先　町教育委員会事務局（電話72-2107）

【そのほかのお知らせ】

ひとり親家庭向けパソコン講座を開きます

鳥取県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭の就業支援を目的にパソコン講座を開きます。

【初級講座】

対象者　ひとり親家庭の母・父および寡婦の人

日時　6月1日（火）～8月10日（火）の平日20日間、午後6時30分～午後8時30分

場所（西部会場）　株式会社スペック（米子市灘町）

受講料　無料※テキスト代要

申込期限　5月14日（金）

申込み　所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、申込期限までに郵送またはファクシミリで申し込んでください。

その他　▼無料の託児サービスあり▼受講旅費支給（要件あり）

申込みおよび問合せ先　一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会（鳥取市伏野1729-5　鳥取県立福祉人材研修センター内）電話0857-59-6344、FAX0857-59-6340

一般廃棄物処理施設整備基本構想パブリックコメント募集

鳥取県西部広域行政管理組合では、西部圏域9市町村が処理を行うごみ処理施設を集約し、令和14年度を稼働目標とする新しいごみ処理施設を整備するため、「一般廃棄物処理施設整備基本構想」の策定を進めています。

このたび、基本構想（案）を取りまとめました。圏域住民の皆さんのご意見を募集します。

募集期間　5月17日（月）～6月15日（火）

提出方法　住所・氏名・連絡先（法人の場合は所在地・名称・代表者氏名）を明記のうえ、西部広域行政管理組合ごみ処理施設整備課へ持参または郵送、ファクシミリ、Eメールでお送りいただくか、閲覧場所に設置する意見提出箱への投函をお願いします。

原案確認方法　▼西部広域行政管理組合ホームページ▼ごみ処理施設整備課窓口▼リサイクルプラザ▼役場建設水道課▼町公民館▼町図書館　※各庁舎、施設の閉庁日等の都合上、対応できない場合があります。ご了承ください。

その他　個別回答はいたしません。後日、西部広域行政管理組合より考え方をまとめ、公表します。

問合せおよび意見提出先　鳥取県西部広域行政管理組合ごみ処理施設整備課（米子市淀江町西原1129-1　米子市淀江支所内）電話0859-22-7722、FAX0859-56-3152

【鳥取県西部広域行政管理組合からのお知らせ】

もう一度使える！再生品の里親を探しています

リサイクルプラザ再生工房では、搬入されてきたごみの中からまだ使用できるものを点検し、抽選により無料でお渡ししています。興味のある人は、ぜひお越しください。

申込期間など、詳しくは鳥取県西部広域行政管理組合ホームページを確認ください。

【ホームページ】
https://www.tottori-seibukoiki.jp/

【問合せ先】鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（電話0859-68-4071）